

店舗等への表示を義務付けしている法令の例

< 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 >
 (平成 15 年法律第 72 号)

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

(定義)

第二条

(1～3 略)

- 4 この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であって政令で定めるものをいう。
- 5 この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供業者」とは、特定料理の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいう。

(販売業者による個体識別番号の表示等)

第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

- 2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。
- 一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。
 - 二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。
- 3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号（個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。）を表示することができる。
- 4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

(特定料理提供業者による個体識別番号の表示等)

第十六条 特定料理提供業者は、特定料理（特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同じ。）の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定料理又

はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

同法施行令（平成 15 年政令第 300 号）

（政令で定める料理）

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める料理は、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキとする。

（特定料理提供業者の要件）

第二条 法第二条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 料理の提供を主たる事業としていること。
- 二 その者の提供する料理が主として特定料理であること。

同法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 72 号）

（販売業者による個体識別番号の表示方法）

第二十二条 法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。

（農林水産省令で定める頭数）

第二十三条 法第十五条第二項第二号（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める頭数は、五十とする。

（販売業者による荷口番号の表示方法）

第二十四条 法第十五条第三項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。

（販売業者の氏名又は名称の表示方法）

第二十五条 法第十五条第四項前段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により販売業者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

2 法第十五条第四項後段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により他の者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

（特定料理提供者による個体識別番号の表示方法）

第二十六条 法第十六条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、明瞭にしなければならない。

< 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 >（昭和 23 年法律第 122 号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（年少者の立入禁止の表示）

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨（第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入ってはならない旨（第二十二條第五号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入ってはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

同法施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）

（営業所に立ち入ってはならない旨の表示方法）

第三十四条 法第十八条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

< 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 >（昭和 28 年法律第 7 号）

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

（酒類の表示の基準）

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（3 及び 4 略）

同法施行令（昭和 28 年政令第 28 号）

（表示の基準）

第八条の四 法第八十六条の六第一項 に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 酒類の製法、品質その他これらに類する事項
- 二 未成年者の飲酒防止に関する事項
- 三 酒類の消費と健康との関係に関する事項

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件」（平成元年国税庁告示第 9 号）

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」

（酒類の容器又は包装に対する表示）（1 から 3 略）

（酒類の陳列場所における表示）

- 4 酒類小売販売場（酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下同じ。）においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するものとする。

この場合において、酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合については、例えば、酒類を他の商品と陳列棚又は陳列ケース等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示するものとする。

- 5 前項に規定する表示は、酒類の陳列場所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、100 ポイントの活字以上の大きさの日本文字とする。

（酒類の自動販売機に対する表示）（6 略）

（酒類の通信販売における表示）（7 及び 8 略）